# 鹿児島県公報

平成29年4月21日 (金) 第3307号



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

| (※については例規集登載事                            | 耳項)        |
|--|------------|
|  | ページ        |
| 告示示                                      |            |
| ○有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱V                | \) 1       |
| ○有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱V                | ·) 2       |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱レ          | ) 3        |
| ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (4件) (社会福祉課取扱レ       | ·) 3       |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い)       | <b>)</b> 4 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱いる)    | <b>)</b> 4 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  |            |
| 医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱り                     | ·) 5       |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  |            |
| 医療機関の指定 (障害福祉課取扱り                        | ·) 5       |
| ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(2件)  (水産振興課取扱レ | ·) 5       |
| ○県営土地改良事業の工事の完了 (9件) (農地整備課取扱レ           | ·) 6       |
| ○県営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱レ               | ·) 7       |
| ○団体営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱レ              | <b>)</b> 7 |
| ○都市計画特別用途地区の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱レ      | <b>)</b> 7 |
| ○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱レ        | ı) 8       |
| ○都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱レ       | ı) 8       |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱レ   | ı) 8       |
| ○道路の位置指定 (鹿児島地域振興局取扱レ                    | v) 8       |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉  |            |
| サービス事業者の指定(2件) (姶良・伊佐地域振興局取扱い            | 1) 9       |
| (大島支庁取扱い                                 | 1) 9       |
| 公          告                             |            |
| ○平成29年度狩猟免許試験公告 (自然保護課取扱V                | 1) 9       |
| ○平成29年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告 (自然保護課取扱レ  | ·) 11      |
| ○大規模小売店舗の新設に関する公告 (商工政策課取扱レ              | ·) 14      |
| ○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告         |            |
| (商工政策課取扱い                                | v) 15      |
| ○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱レ         | v) 15      |
| ○一般競争入札公告 (会計課取扱い                        | ·) 16      |
| 教育委員会告示                                  |            |
| ○指定文化財の指定 (文化財課取扱い                       | ·) 19      |
| 公安委員会公告                                  |            |
| ○警備業施設警備業務1級検定実施公告 (生活安全企画課取扱V           | ·) 20      |
|  |            |

鹿児島県告示第573号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第8条第2項の規定により、 有害な映画等として次のとおり指定した。

平成29年4月21日

| 鹿児島県知事 | →          |
|--------|------------|
| 思见自迫知鬼 | 三反園訓       |
|        | / X PX DVI |

| 指定番号 | 指定年月日 | 指定租別 | 題名                 | 製作又は配給社 | 指定循所 | 指定理由   |
|------|-------|------|--------------------|---------|------|--------|
| 8662 | 平成29年 | 映画   | 女将のくびれ腰 濡れてまさぐる    | 新東宝映画   | 全部   | 著 しく青  |
| 8663 | 4月13日 |      | セカンドバージン 私を襲ってください | 新日本映像   |      | 少年の性的  |
| 8664 |       |      | 萌え盛るアイドル エクスタシーで犯れ | オーピー映画  |      | 感情を刺激  |
| 8665 |       |      | ラブジュース             | 新東宝映画   |      | し,その健  |
| 8666 |       |      | けもの道 義母と間男         | 新日本映像   |      | 全な育成を  |
| 8667 |       |      | 性辱の朝 止まらない淫夢       | オーピー映画  |      | 阻害するお  |
| 8668 |       |      | 痴漢電車 車内で一発         | 新東宝映画   |      | それがある。 |
| 8669 |       |      | 秘密クラブ 人妻専科         | 新東宝映画   |      |        |
| 8670 |       |      | 濡れるふたり ふやけるほど愛して   | オーピー映画  |      |        |
| 8671 |       |      | 人妻痴漢白書 感じる指先       | 新東宝映画   |      |        |
| 8672 |       |      | 貪欲な人妻たち うずうずする     | 新日本映像   |      |        |
| 8673 |       |      | 美尻エクスタシー 白昼の穴快楽    | オーピー映画  |      |        |
| 8674 |       |      | 貝あわせ こすれ合う股ぐら      | 新東宝映画   |      |        |
| 8675 |       |      | 美人ノーパン下半身 壺飼育      | 新日本映像   |      |        |
| 8676 |       |      | 悶える義妹 遺影の前で抱いて     | オーピー映画  |      |        |
| 8677 |       |      | 五月みどり奥様はお固いのがお好き   | 新日本映像   |      |        |
| 8678 |       |      | ザ妊婦 不倫・多情・淫乱       | 新東宝映画   |      |        |
| 8679 |       |      | 寝乱れ人妻の妹            | オーピー映画  |      |        |

## 鹿児島県告示第574号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、 有害な図書等として次のとおり指定した。

平成29年4月21日

| 鹿児島県知事 | 三反園訓 |
|--------|------|
|--------|------|

| 指 定   | 指定年月  | 指 定 | 書名             |          | 発 行 所 | 指 定 | 指定理由     |  |
|-------|-------|-----|----------------|----------|-------|-----|----------|--|
| 番 号   | 日     | 種 別 | 者 名            |          | 光 1」別 | 箇 所 | 11 化 理 田 |  |
| 25209 | 平成29年 | 雑 誌 | 実話ドキュメント       |          | マイウェイ | 全 部 | 著しく青     |  |
|       | 4月13日 |     | 5月号            | 15115-5  | 出版    |     | 少年の性的    |  |
| 25210 |       |     | 恋愛白書パステル       |          | 宙おおぞら |     | 感情を刺激    |  |
|       |       |     | 5月号            | 19625-05 | 出版    |     | し、又は著    |  |
| 25211 |       |     | 花音コミックス        |          | 芳 文 社 |     | しく青少年    |  |
|       |       |     | 4月号            | 17481-04 |       |     | の粗暴性若    |  |
| 25212 |       |     | マガジンビーボーイ      |          | リブレ   |     | しくは残虐    |  |
|       |       |     | 5月号            | 18355-05 |       |     | 性を助長し,   |  |
| 25213 |       |     | 実話ナックルズ        |          | ミリオン出 |     | その健全な    |  |
|       |       |     | 5月号            | 04877-5  | 版     |     | 育成を阻害    |  |
| 25214 |       |     | コミックペンギンセレブ    |          | 富士美出版 |     | するおそれ    |  |
|       |       |     | 5月号            | 13787-5  |       |     | がある。     |  |
| 25215 |       |     | コミックホットミルク     |          | コアマガジ |     |          |  |
|       |       |     | 5月号            | 13941-05 | ン     |     |          |  |
| 25216 |       |     | アクションピザッツディーエッ | クス       | 双葉社   |     |          |  |
|       |       |     | 5月号            | 11463-5  |       |     |          |  |
| 25217 |       |     | コミックペンギンクラブ    |          | 富士美出版 |     |          |  |
|       |       |     | 5月号            | 07913-5  |       |     |          |  |

#### 鹿児島県告示第575号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

| 名 称           | 所 在 地          | 廃止年月日      |
|---------------|----------------|------------|
| ファーマシー・フジサキ薬局 | 鹿屋市西原一丁目12番26号 | 平成29年2月28日 |
| 国分メンタルクリニック   | 霧島市国分府中町35番50号 | 平成29年3月31日 |

#### 鹿児島県告示第576号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

| 名称             | 所 在 地          | 指定年月日     |
|----------------|----------------|-----------|
| ひまわり歯科スマイルクリニッ | 鹿屋市札元一丁目26番41号 | 平成29年3月1日 |
| ク              |                |           |
| かぐや姫薬局         | 薩摩郡さつま町轟町39番10 | 平成29年3月1日 |

## 鹿児島県告示第577号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事              | 業者          | 事         | 業所          | ₩ <i>⇒</i> 左□□ |
|----------------|-------------|-----------|-------------|----------------|
| 名 称 主たる事務所の所在地 |             | 名 称       | 所 在 地       | 指定年月日          |
| 公益社団法人肝属郡      | 肝属郡錦江町神川135 | 公益社団法人肝属郡 | 垂水市錦江町1番地   | 平成29年3         |
| 医師会            | 番地 3        | 医師会立訪問看護ス | 140 (老健コスモス | 月1日            |
|                |             | テーション     | 苑内)         |                |

## 鹿児島県告示第578号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事 業 者    |           | 事業者事業所 |           | <b>北</b> 安 左 日 | .H. 18 7 |
|----------|-----------|--------|-----------|----------------|----------|
| 名称       | 主たる事務所の所在 | 名称     | 所 在 地     | 指定年月日          | サービス     |
| 和 你      | 地         | 有 你    | 7月 1主 地   | П              | が性規      |
| 株式会社ツール・ | 鹿児島市玉里団地三 | きりん薬局  | 日置市伊集院町下谷 | 平成28年          | 居宅療養     |
| ド・メディケーシ | 丁目16番1号   |        | 口2032番地1  | 9月1日           | 管 理 指    |
| ョン       |           |        |           |                | 導,介護     |
|          |           |        |           |                | 予防居宅     |

|          |           |          |             |       | 療養管理  |
|----------|-----------|----------|-------------|-------|-------|
|          |           |          |             |       | 指導    |
| 株式会社ユーライ | 鹿児島市易居町1番 | タイセイ薬局頴娃 | 南九州市頴娃町別府   | 平成29年 | 居宅療養  |
| フ        | 27号       | 店        | 字松永川上11701番 | 4月1日  | 管 理 指 |
|          |           |          | 地 2         |       | 導,介護  |
|          |           |          |             |       | 予防居宅  |
|          |           |          |             |       | 療養管理  |
|          |           |          |             |       | 指導    |

## 鹿児島県告示第579号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

| 氏 名   | 施術所の名称及び所在地       | 指定年月<br>日 | 施術の種類  |
|-------|-------------------|-----------|--------|
| 吉川祥平  | 国分新町整骨院           | 平成29年     | 柔道整復   |
|       | 霧島市国分新町980番地      | 2月1日      |        |
| 池田しおり | KEiROW鹿屋ステーション    | 平成29年     | あん摩マッ  |
|       | 鹿屋市大手町6-1シュービル802 | 2月10日     | サージ指   |
|       |                   |           | 圧, はり, |
|       |                   |           | きゅう    |

## 鹿児島県告示第580号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

| 施儿面,   |                 |         |                |             | <u> </u> | 人国明  |
|--------|-----------------|---------|----------------|-------------|----------|------|
| 事      | 事業所 指定居宅サービス事業者 |         |                | <b>威山左口</b> | サービス     |      |
| 名称     | 所 在 地           | 名 称     | 主たる事務所の<br>所在地 | 代表者の氏<br>名  | 廃止年月日    | の種類  |
| 吉松温泉医院 | 姶良郡湧水町般         | 医療法人桜松会 | 姶良郡湧水町般        | 木山 一郎       | 平成29年    | 訪問看護 |
|        | 若寺1478番地        |         | 若寺1478番地       |             | 3月31日    |      |
| 吉松温泉医院 | 姶良郡湧水町般         | 医療法人桜松会 | 姶良郡湧水町般        | 木山 一郎       | 平成29年    | 訪問リハ |
|        | 若寺1478番地        |         | 若寺1478番地       |             | 3月31日    | ビリテー |
|        |                 |         |                |             |          | ション  |
| 吉松温泉医院 | 姶良郡湧水町般         | 医療法人桜松会 | 姶良郡湧水町般        | 木山 一郎       | 平成29年    | 居宅療養 |
|        | 若寺1478番地        |         | 若寺1478番地       |             | 3月31日    | 管理指導 |
| 吉松温泉医院 | 姶良郡湧水町般         | 医療法人桜松会 | 姶良郡湧水町般        | 木山 一郎       | 平成29年    | 通所リハ |
|        | 若寺1478番地        |         | 若寺1478番地       |             | 3月31日    | ビリテー |
|        |                 |         |                |             |          | ション  |

## 鹿児島県告示第581号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により,指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事      | 業 所      | 指定介     | 指定介護予防サービス事業者  |            |       | 11. 13 - |
|--------|----------|---------|----------------|------------|-------|----------|
| 名 称    | 所 在 地    | 名 称     | 主たる事務所の<br>所在地 | 代表者の氏<br>名 | 廃止年月日 | サービスの種類  |
| 吉松温泉医院 | 姶良郡湧水町般  | 医療法人桜松会 | 姶良郡湧水町般        | 木山 一郎      | 平成29年 | 介護予防     |
|        | 若寺1478番地 |         | 若寺1478番地       |            | 3月31日 | 訪問看護     |
| 吉松温泉医院 | 姶良郡湧水町般  | 医療法人桜松会 | 姶良郡湧水町般        | 木山 一郎      | 平成29年 | 介護予防     |
|        | 若寺1478番地 |         | 若寺1478番地       |            | 3月31日 | 訪問リハ     |
|        |          |         |                |            |       | ビリテー     |
|        |          |         |                |            |       | ション      |
| 吉松温泉医院 | 姶良郡湧水町般  | 医療法人桜松会 | 姶良郡湧水町般        | 木山 一郎      | 平成29年 | 介護予防     |
|        | 若寺1478番地 |         | 若寺1478番地       |            | 3月31日 | 居宅療養     |
|        |          |         |                |            |       | 管理指導     |
| 吉松温泉医院 | 姶良郡湧水町般  | 医療法人桜松会 | 姶良郡湧水町般        | 木山 一郎      | 平成29年 | 介護予防     |
|        | 若寺1478番地 |         | 若寺1478番地       |            | 3月31日 | 通所リハ     |
|        |          |         |                |            |       | ビリテー     |
|        |          |         |                |            |       | ション      |

#### 鹿児島県告示第582号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

|        | 辞退年月 | 自立支援医療          |       |        |
|--------|------|-----------------|-------|--------|
| 名      | 称    | 所 在 地           | 日     | の種類    |
| 日置市診療所 |      | 日置市日吉町日置1150番地1 | 平成29年 | 精神通院医療 |
|        |      |                 | 3月31日 |        |

#### 鹿児島県告示第583号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

|        | 病院又に | は診療所            | 指定年月  | 自立支援医療 |
|--------|------|-----------------|-------|--------|
| 名      | 称    | 所 在 地           | 日     | の種類    |
| 日置市診療所 |      | 日置市日吉町日置1150番地1 | 平成29年 | 精神通院医療 |
|        |      |                 | 4月1日  |        |

## 鹿児島県告示第584号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また,当該届出に係る指定漁船調書を平成29年4月21日から同年5月5日まで南さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

1 発起人の住所及び氏名

南さつま市笠沙町片浦15409番地 森和弘南さつま市笠沙町片浦15398番地 橋口隆美南さつま市笠沙町片浦15447番地 森辰生

2 加入区

野間池加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 南さつま漁業協同組合

#### 鹿児島県告示第585号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により,漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため,次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年4月21日から同年5月5日まで屋久島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

1 発起人の住所及び氏名

熊毛郡屋久島町安房739番地141 星川風太 熊毛郡屋久島町安房2722番地6 箕作順二 熊毛郡屋久島町安房1763番地4 川東竜太

2 加入区

屋久加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 屋久島漁業協同組合

## 鹿児島県告示第586号

土地改良事業県営農地防災(農業用河川工作物応急対策事業)(農業用用排水施設整備)岩瀬戸地区の工事は、平成29年1月20日に完了した。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第587号

土地改良事業県営農地防災(農業用河川工作物応急対策事業)(農業用用排水施設整備)印口地区の工事は、平成29年2月15日に完了した。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第588号

土地改良事業県営中山間地域総合整備(農業用用排水施設整備)阿久根北部地区の工事は、平成28年2月25日に完了した。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第589号

土地改良事業県営中山間地域総合整備(農道整備)阿久根北部地区の工事は、平成28年2月25日に完了した。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第590号

土地改良事業県営中山間地域総合整備(農用地保全)阿久根北部地区の工事は、平成24年3月30日に完了した。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第591号

土地改良事業県営中山間地域総合整備(区画整理)阿久根北部地区松ヶ根換地区の工事は, 平成20年3月27日に完了した。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第592号

土地改良事業県営中山間地域総合整備(区画整理)阿久根北部地区深田換地区の工事は、平成24年3月29日に完了した。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第593号

土地改良事業県営中山間地域総合整備(区画整理)阿久根北部地区大下換地区の工事は、平成20年3月27日に完了した。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第594号

土地改良事業県営中山間地域総合整備(区画整理)阿久根北部地区内田換地区の工事は、平成24年3月29日に完了した。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第595号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により,土地改良事業県営中山間地域総合整備福山地区武脇換地区の換地計画に係る換地処分を,平成29年4月4日に行った。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第596号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第1項の規定により、志布志市が行う土地改良事業団体営農業・農村活性化推進施設等整備尾野見和田地区の換地計画に係る換地処分は、平成29年3月24日に行われた。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第597号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により志布志市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 志布志都市計画特別用途地区
  - (2) 名称 特定建築物制限地区
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

## 鹿児島県告示第598号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により志布志市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類 志布志都市計画用途地域
- 関係図書の縦覧場所 鹿児島県土木部都市計画課

## 鹿児島県告示第599号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南さつま市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 加世田都市計画汚物処理場
  - (2) 名称 汚泥再生処理センター (アクアセンター万之瀬)
- 2 関係図書の縦覧場所鹿児島県土木部都市計画課

## 鹿児島地域振興局告示第12号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定 障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年4月21日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

| 事       | 業 所     |        | 申請者         |       | 松安左口  | 障害児通 |
|---------|---------|--------|-------------|-------|-------|------|
| by sh   | = + uh  | by sh  | 主たる事務所の     | 代表者の氏 | 指定年月  | 所支援の |
| 名 称     | 所 在 地   | 名 称    | 所在地         | 名     | 日     | 種類   |
| キッズデイ未来 | 鹿児島市平川町 | 特定非営利活 | 動 鹿児島市慈眼寺   | 枇榔 幸代 | 平成29年 | 児童発達 |
| への翼     | 768番地12 | 法人未来への | 翼 町11番30号(2 |       | 3月25日 | 支援•放 |
|         |         |        | F)          |       |       | 課後等デ |
|         |         |        |             |       |       | イサービ |
|         |         |        |             |       |       | ス    |

## 鹿児島地域振興局告示第13号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により,次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年4月21日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

| 指定の年  | 申請者の住所及び |               | 指        | 定    | 道   | F      | 各    |             |
|-------|----------|---------------|----------|------|-----|--------|------|-------------|
| 月日日   | 名称並びに代表者 | 位             | 置        |      | 延   | 長      | 幅    | 員           |
| ДЦ    | の氏名      | 1 <u>1/</u> . | <b>旦</b> |      | (メー | トル)    | (メー  | ・トル)        |
| 平成29年 | 宮崎市大塚台東一 | 日置市伊集         | 院町徳重     | [字瀬  |     | 121.35 |      | 6.00        |
| 3月31日 | 丁目1番地1   | 戸口573番4       | 46及び573  | 3番47 |     |        | 6.00 | $\sim 8.58$ |
|       | 株式会社吉建   |               |          |      |     |        |      |             |

| 代表取締役 |  |  |
|-------|--|--|
| 吉田忠男  |  |  |

## 姶良•伊佐地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年4月21日

| 姶良· | 伊佐地域振興局長 | 下村一彦 |
|-----|----------|------|
|     |          |      |

| 事業      | <b>業</b> 所 |         | 申 請 者    |       |       | 障害福祉    |
|---------|------------|---------|----------|-------|-------|---------|
| 尹 ラ     | <b>巻</b> 所 |         | 中        |       | 指定年月  | 厚 舌 佃 怔 |
| to the  | =c ★ 1/h   | tz ±h-  | 主たる事務所の  | 代表者の氏 |       | サービス    |
| 名 称     | 所 在 地      | 名 称     | 所在地      | 名     | H     | の種類     |
| グループホーム | 霧島市国分重久    | 特定非営利活動 | 霧島市国分福島  | 川越美津子 | 平成29年 | 共同生活    |
| ラブフォート  | 316番地 4    | 法人真愛会   | 一丁目1番14- |       | 3月20日 | 援助      |
|         |            |         | 20号      |       |       |         |
| はぴねす    | 伊佐市大口曽木    | 社会福祉法人ひ | 伊佐市大口曽木  | 冨永 芳信 | 平成29年 | 生活介護    |
|         | 2099番地25   | まわり福祉会  | 885番地    |       | 4月1日  |         |
|         |            |         |          |       |       |         |
|         |            |         |          |       |       |         |
| サポートセンタ | 霧島市隼人町内    | 特定非営利活動 | 霧島市隼人町東  | 園田 昇三 | 平成29年 | 自立訓練    |
| ーかがやき   | 1542番      | 法人輝     | 郷82番地    |       | 4月1日  | (生活訓    |
|         |            |         |          |       |       | 練)・就    |
|         |            |         |          |       |       | 労 移 行 支 |
|         |            |         |          |       |       | 援       |

## 大島支庁告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年4月21日

大島支庁長 鎮寺裕人

| 事業         | 業 所      | 申 請 者   |          |       | <b>北</b> 安 左 日 | 障害福祉   |
|------------|----------|---------|----------|-------|----------------|--------|
| <i>b</i> 7 | =C + 11h | to the  | 主たる事務所の  | 代表者の氏 | 指定年月           | サービス   |
| 名 称        | 所 在 地    | 名 称     | 所在地      | 名     | 日              | の種類    |
| 聖隷チャレンジ    | 奄美市名瀬平田  | 社会福祉法人聖 | 静岡県浜松市中  | 山本 敏博 | 平成29年          | 就労移行   |
| 工房カナン      | 町7番15号   | 隷福祉事業団  | 区住吉二丁目12 |       | 4月1日           | 支援・就   |
|            |          |         | 番12号     |       |                | 労継 続 支 |
|            |          |         |          |       |                | 援B型    |

公告

平成29年度狩猟免許試験公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 試験の場所,期日及び開始時刻

## (1) 第1回試験

| 場               | 所       | 期日         |     | 開始時刻 |
|-----------------|---------|------------|-----|------|
| 鹿児島県鹿児島地域振興局本庁舎 | (鹿児島市小川 | 平成29年7月30日 | (日) | 午前9時 |
| 町3番56号)         |         |            |     |      |
| 鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎 | (指宿市十二町 |            |     |      |

| 301番地)                   |
|--------------------------|
| 鹿児島県北薩地域振興局本庁舎(薩摩川内市神田   |
| 町 1 番22号)                |
| 鹿児島県姶良・伊佐地域振興局本庁舎(姶良市加   |
| 治木町諏訪町12番地)              |
| 鹿屋市農業研修センター(鹿屋市札元一丁目21番  |
| 7号)                      |
| 鹿児島県熊毛支庁舎(西之表市西之表7590番地) |
| 鹿児島県大島支庁舎(奄美市名瀬永田町17番3号) |

## (2) 第2回試験

| 場                | 所   | 期      | 日    |     | 開始時刻 |
|------------------|---|--------|------|-----|------|
| 鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎 | 8 (日置市伊集  | 平成29年8 | 月27日 | (日) | 午前9時 |
| 院町下谷口1960番地1)    |   |        |      |     |      |
| 鹿児島県南薩地域振興局本庁舎(阿 | 育さつま市加世 かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ |        |      |     |      |
| 田東本町8番地13)       |   |        |      |     |      |
| 鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎  | (出水市昭和町   |        |      |     |      |
| 18番18号)          |   |        |      |     |      |
| 鹿児島県姶良・伊佐地域振興局伊佐 | 左庁舎(伊佐市   |        |      |     |      |
| 大口里53番地1)        |   |        |      |     |      |
| 鹿児島県大隅地域振興局曽於庁舎  | (曽於市大隅町   |        |      |     |      |
| 岩川5677番地)        |   |        |      |     |      |
| 鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎(熊  | <b></b><br>毛郡屋久島町安  |        |      |     |      |
| 房650番地)          |   |        |      |     |      |
| 鹿児島県大島支庁舎(奄美市名瀬永 | 田町17番3号)  |        |      |     |      |

#### (3) 第3回試験

| 場     |              | 所          | 期        | 日 | 開始時刻 |
|-------|--------------|------------|----------|---|------|
| 鹿児島県庁 | F講堂 (鹿児島市鴨池) | 新町10番1号) 平 | 平成30年1月2 |   | 午前9時 |

## 2 受験資格

鹿児島県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に,第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳に,それぞれ満たない者
- (2) 統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- (3) 麻薬, 大麻, あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者((1)から(3)までに該当する者を除く。)
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 受験しようとする狩猟免許と同一の種類の免許を法第52条第2項第1号の規定により取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

#### 3 受験手続

## (1) 提出書類等

#### ア 狩猟免許申請書

- イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあっては、猟銃・空気銃所持許可証の写し
- ウ 2の(2)から(4)までに該当する者でない旨の医師の診断書(銃砲刀剣類所持等取締法第 4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。)
- エ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三分身,無背景の縦の長さ3.0セン

チメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を 記載したもの) 1枚

オ 狩猟免許申請手数料 5,200円 (法第49条各号のいずれかに該当する者にあっては、 3,900円) (5,200円分又は3,900円分の鹿児島県収入証紙を免許申請書に貼り付けて提 出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許申請手数料は返還しない。) カ 82円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許申請書在中」と朱書 し,書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

第1回試験を受けようとする者

平成29年6月19日(月)から同年7月14日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除 く。) の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回試験を受けようとする者

平成29年7月18日(火)から同年8月10日(木)までのそれぞれの日(県の休日を除 く。) の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ウ 第3回試験を受けようとする者

平成29年12月11日(月)から平成30年1月12日(金)までのそれぞれの日(県の休日 を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるも のまで受け付ける。

4 免許申請書の用紙の交付

免許申請書の用紙は, 鹿児島県環境林務部自然保護課, 各地域振興局, 各支庁, 一般社団 法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記 し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

- - (1) 免許申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対して試験の場所及び期日を指定し た受験票を交付するので、指定された場所及び期日において試験を受けること。

なお, 試験を受ける際は, 受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された試験の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する 申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された試験の期日の3日前(その日が休日のときは、その前 日)までになされた場合に限り受け付ける。

- (3) 試験に合格した者には、後日狩猟免状を交付する。
- (4) 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験 を停止し、又は合格の決定を取り消し、狩猟免状を返還させる。
- (5) 狩猟免許試験に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課(電話099-286-2111内 線2616), 各地域振興局, 各支庁, 一般社団法人鹿児島県猟友会(電話099-222-9449), 同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

平成29年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」と いう。) 第51条第2項の規定により適性試験を、同条第4項の規定により講習を次のとおり実 施する。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 適性試験及び講習の場所,期日及び開始時刻
  - (1) 第1回適性試験及び講習

| 場              | 所                                       | 期日                        |       | 開始時刻 |
|----------------|---|---------------------------|-------|------|
| かごしま県民交流センター(  | 鹿児島市山下町14番                              | 平成29年7月4日                 | (火)   | 午前9時 |
| 50号)           |   |                           |       |      |
| 鹿児島県鹿児島地域振興局日  | 置庁舎(日置市伊集                               | 平成29年7月14日                | (金)   |      |
| 院町下谷口1960番地1)  |   |                           |       |      |
| かごしま県民交流センター(  | 鹿児島市山下町14番                              | 平成29年8月6日                 | (日)   |      |
| 50号)           |   |                           |       |      |
| 鹿児島県南薩地域振興局本庁  | 舎(南さつま市加世                               | 平成29年7月9日                 | (日)   |      |
| 田東本町8番地13)     |   |                           |       |      |
| 鹿児島県南薩地域振興局指宿  | 庁舎(指宿市十二町                               | 平成29年8月6日                 | (日)   |      |
| 301番地)         |   |                           |       |      |
| 宮之城ひまわり館(薩摩郡)  | さつま町宮之城屋地                               | 平成29年8月6日                 | (日)   |      |
| 2117番地1)       |   |                           |       |      |
| 鹿児島県北薩地域振興局出水  | · 庁舎(出水市昭和町                             | 平成29年8月18日                | (金)   |      |
| 18番18号)        |   |                           |       |      |
| 鹿児島県姶良・伊佐地域振興  | 局本庁舎(姶良市加                               | 平成29年7月9日                 | (日)   |      |
| 治木町諏訪町12番地)    |   |                           |       |      |
| 鹿児島県姶良・伊佐地域振興  | .局伊佐庁舎(伊佐市                              | 平成29年8月18日                | (金)   |      |
| 大口里53番地1)      |   |                           | ( - ) |      |
| 鹿屋市農業研修センター(鹿  | 屋市札元一丁目21番                              | 平成29年7月9日                 | (日)   |      |
| 7号)            |   |                           | ( ) ) |      |
| 鹿屋市農業研修センター(鹿  | 屋市札元一丁目21番                              | 平成29年7月26日                | (水)   |      |
| 7号)            | . 1. A / )/ 1. 1. 1. mm                 |                           | ( ) ) |      |
| 鹿児島県大隅地域振興局曽於  | 厅舎(曽於市大隅町                               | 平成29年8月2日                 | (水)   |      |
| 岩川5677番地)      |   | # 400 <i>F</i> # # 0 0    | ( H ) |      |
| 鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎  | (熊老郡屋久島町安                               | 平成29年7月2日                 | (日)   |      |
| 房650番地)        | + T + + + + + + + + + + + + + + + + + + | # 400 <i>F</i> <b>F F</b> | (   ) |      |
| 鹿児島県熊毛支庁舎(西之表  |   | 平成29年7月4日                 |       |      |
| 鹿児島県大島支庁舎(奄美市名 |   | 平成29年7月9日                 |       |      |
| 徳之島町役場(大島郡徳之島  | 町亀准7203畨地)                              | 平成29年7月11日                | (火)   |      |

## (2) 第2回適性試験及び講習

| 場       | 所               | 期       | 目     | 開始時刻 |
|---------|-----------------|---------|-------|------|
| 鹿児島県庁講堂 | (鹿児島市鴨池新町10番1号) | 平成29年9月 | 3日(日) | 午前9時 |

## 2 対象者等

## (1) 対象者

鹿児島県内に住所を有し、平成29年9月14日まで有効である法第43条の狩猟免許又は法第51条第3項の規定により更新された狩猟免許を受けている者で、その狩猟免許(以下「更新対象免許」という。)の更新を受けようとするもの

(2) 更新対象免許以外の狩猟免許の更新

更新対象免許と種類及び有効期間が満了する日の異なる狩猟免許を併せて受けている者は,当該更新対象免許の更新の際に,当該更新対象免許以外の狩猟免許についても更新することができる。

(3) 適性試験の免除

認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって,狩猟について必要な適性を有することが確認された者については,適性試験を免除する。

- 3 適性試験及び講習を受けるための手続
  - (1) 提出書類等
    - ア 狩猟免許更新申請書
    - イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許

可を現に受けている者にあっては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

- ウ 次の切から砂までに該当する者でない旨の医師の診断書(銃砲刀剣類所持等取締法第 4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。)
  - (ア) 統合失調症, そううつ病(そう病及びうつ病を含む。), てんかん(発作が再発す るおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡 眠中に限り再発するものを除く。)その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別 に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかって いる者
  - (イ) 麻薬, 大麻, あへん又は覚醒剤の中毒者
  - (b) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著し く低い者(⑦又は②に該当する者を除く。)
- エ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三分身,無背景の縦の長さ3.0セン チメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を 記載したもの) 1枚
- オ 狩猟免許更新申請手数料 2,900円(2,900円分の鹿児島県収入証紙を免許更新申請書 に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許更新申請手数 料は返還しない。)
- カ 82円分の切手
- (2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許更新申請書在中」と 朱書し、書留郵便とすること。

- (3) 提出書類等の提出期間
  - 第1回適性試験及び講習を受けようとする者

平成29年5月8日(月)から各場所の適性試験及び講習の期日の10日前(その日が県 の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日)までのそれぞれ の日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回適性試験及び講習を受けようとする者

平成29年7月24日(月)から同年8月25日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除 く。) の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のある ものまで受け付ける。

免許更新申請書の用紙の交付

免許更新申請書の用紙は,鹿児島県環境林務部自然保護課,各地域振興局,各支庁,一般 社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許更新申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を 明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

- 5 その他
  - (1) 免許更新申請書を受理し,受験資格があると認めた者に対して適性試験及び講習の場所 及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において適性試験及 び講習を受けること。

なお、適性試験及び講習を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された適性試験及び講習の場所又は期日の変更を希望する場合は,提出書類等の提 出先に対する申出により、その変更を認める。

なお,変更の申出は,指定された適性試験及び講習の期日の3日前(その日が県の休日 に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日)までになされた場合に限 り受け付ける。

- (3) 第1回適性試験又は第2回適性試験に合格した者には、更新を申請した者の現に有する 狩猟免状と引換えに,新たな狩猟免状を後日交付する。
- (4) 狩猟免許更新に係る適性試験及び講習に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課

(電話099-286-2111内線2616), 各地域振興局, 各支庁, 一般社団法人鹿児島県猟友会 (電話099-222-9449),同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に より次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成29年4月21 日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び姶良・伊佐地域振興局総務企画部にお いて縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べ る理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大 規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年4月21日から4月以内に、鹿 児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス国分店

霧島市国分松木東1149番4 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び 住所並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者 ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成29年12月8日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - 1.757平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物東側 65台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北側 20台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 荷さばき施設1 建物南側 65平方メートル 荷さばき施設2 建物西側 60平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内西側 15立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前9時

イ 閉店時刻 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3 箇所 建物敷地東側及び北側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日

平成29年4月7日

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年4月21日から1月間、 鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー大竜店

鹿児島市大竜町2番3号

- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出 平成28年11月10日
- 3 意見の概要
  - (1) 交通関係について

従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 駐車場出入り口付近を通行する歩行者等の安全確保や付近道路交通への支障回避など, 交通安全対策に万全を期すこと。

- イ 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法11条及び第12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。
- (3) 防犯・騒音について

防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

(4) 建築行為について 今回の計画で建築物を建築する際は、建築基準法及び関係規定を遵守すること。

(5) その他

所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成29年4月21日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年4月21日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンターニシムタ伊集院店 日置市伊集院町猪鹿倉字池田798番地1 外54筆
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前 (仮称) スーパーセンターニシムタ伊集院店

イ 変更後 スーパーセンターニシムタ伊集院店

(2) 駐車場の位置及び収容台数

## 鹿児島県公報

ア 変更前 第1駐車場 建物西側 319台

第2駐車場 建物敷地西側隔地 186台

第3駐車場 建物敷地西側隔地 133台

イ 変更後 第1駐車場 建物西側 316台

第2駐車場 建物敷地西側隔地 136台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 第1駐輪場 建物西側 34台

第2駐輪場 建物西側 20台

イ 変更後 建物西側 34台

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 第1駐車場 建物敷地西側 2箇所

第2駐車場 建物敷地西側隔地 東側及び南側 2箇所

第3駐車場 建物敷地西側隔地 北側,東側及び南側 3箇所

イ 変更後 第1駐車場 建物敷地西側 2箇所

第2駐車場 建物敷地西側隔地 北側,東側及び南側 3箇所

- 3 変更年月日
  - (1) 2の(1) 平成24年3月1日
  - (2) 2の(2), (3)及び(4) 平成29年12月11日
- 4 届出年月日

平成29年4月10日

.....

#### 一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の借入について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成29年4月21日

鹿児島県警察本部長 河野真

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入をする物品等の名称及び数量 自動車保管場所証明電子化システムの賃貸借 一式
  - (2) 借入をする物品等の特質等入札説明書による。
  - (3) 納入期限

平成30年2月28日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 借入期間

平成30年3月1日から平成35年2月28日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約 は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。)第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法,時期,場所等 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格 審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
  - (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類 を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年 法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特 定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提 出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成29年4月21日から同年5月2日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8 時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に 間に合わないことがある。

- 4 入札の方法等
  - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額 を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも のとする。)をもって落札価格とするので,入札に参加する者は,消費税及び地方消費税 に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便 により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)。

(4) 入札書の提出期限

平成29年6月1日午後5時15分(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに 必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年6月2日午前11時

イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室(警察本部庁舎3階)

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書 による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- (ア) 交付場所 (2)に同じ。
- (4) 交付期限 平成29年5月2日午後5時15分
- 契約条項を示す場所及び期限
  - 4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。
- 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし,入札に参加しようとする者が,入札保証金以上の金額につき,保険会社との間に県(鹿児島県警察本部長)を被保険者とする入札保証保険契約を締結し,当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは,入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に 定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、 保険会社との間に県(鹿児島県警察本部長)を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、 当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。 なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入 札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で,予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

電話番号 099-206-0110 (内線2232)

ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は,世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- 14 SUMMARY
  - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED: Computerization system equipment for car keeping place certificate:1set
  - (2) DELIVERY PERIOD:

As shown in the specification book

(3) DELIVERY PLACE:

As shown in the specification book

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:15 p.m. 1 June 2017

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Finance Division

Police Administration Department

Kagoshima Prefectural Police Headquaters

10-1 Kamoikeshinmachi,<br/>Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan

TEL 099 - 206 - 0110 (ext.2232)

FAX 099-206-5560

# 教育委員会告示

## 鹿児島県教育委員会告示第2号

鹿児島県文化財保護条例(昭和30年鹿児島県条例第48号)第4条第1項及び第30条第1項の 規定により、次の表に掲げる文化財を鹿児島県指定有形文化財、鹿児島県指定史跡及び鹿児島 県指定天然記念物に指定する。

平成29年4月21日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

## 有形文化財 (建造物)

| 名称            | 所 在 地              | 所有者又は<br>管理者 | 備考   |
|---------------|--------------------|--------------|--|
| 台明寺日枝神社<br>本殿 | 霧島市国分台<br>明寺1103番地 | 台明寺日枝神社      | 本殿は、七間社流造という特殊な平面<br>形式を持った神社本殿である。流造は、<br>側面から見た屋根形状が対称形ではなく、<br>正面側の屋根を長く伸ばす造りである。   |
|               |                    |              | 流造の神社は最も多いが、ほとんどが桁行(正面)の柱間が1間(柱が2本)である一間社流造、3間(柱が4本)である一間社流造である。柱が8本ある七間社流造は、鹿児島県では唯一、全国でも希少な事例である。正徳5年(1715)に新たに建てられたものを、明治20年(1887)に再建したものである。 |

## 史跡

| 名        | 称   | 所 在 地  | 所有者又は<br>管理者 | 備考   |
|----------|-----|--|--------------|--|
| 掛橋坂      |     | 姶良市蒲生町<br>北字込原   | 姶良市          | 江戸時代の藺牟田・祁答院と蒲生とを<br>結ぶ地方街道として使用されていた。石<br>を削った石段や切石を敷き詰めた石畳が<br>残されており、転落防止のために道沿い<br>に石を積むという白銀坂や龍門司坂では<br>確認されない工法もある。江戸期におけ<br>る薩摩藩内の交通路を示す史跡として、<br>また通路としての精緻な石畳工法を示す<br>史跡として重要である。 |
| 金山水車錬所)跡 | (轟製 | 南九州市知覧<br>町郡字轟<br>15898番5,<br>15899番3の<br>一部, 15900<br>番, 15901番<br>4, 15902番<br>2の一部, | 鹿児島県         | 明治末から昭和初期にかけて稼働した<br>鉱山関係の製錬所跡で、鉱石から金・銀<br>を製錬していた。赤石鉱山から金山水車<br>(轟製錬所) 跡まで約8km離れているが、<br>水車動力に適した自然地形に着目し、こ<br>の地に建てられた。岩盤を手彫りで数メ<br>ートルの深さまで掘削した水車坑や排水<br>溝は当時の技術の高さを示す。自然地形             |

|        | 15902番 3, |     | や伝統技術を巧みに利用した施設群であ |
|--------|-----------|-----|--------------------|
|        | 15902番 4  |     | り、貴重な産業遺産である。      |
| 戸森の線刻画 | 大島郡天城町    | 天城町 | 線刻画は、花崗岩の岩盤に確認されて  |
|        | 大字瀬滝1672  |     | いる。内容は主に船や弓矢等実見したも |
|        | 番地の1,     |     | のを書き残したものである。描かれた時 |
|        | 1673番地の1  |     | 期は発掘調査の結果から近代以前である |
|        |           |     | ことが確認された。この線刻画は、文献 |
|        |           |     | 資料の少ない徳之島において過去の海事 |
|        |           |     | 史や船の構造、弓矢の形状などを伝え残 |
|        |           |     | す史跡として重要である。       |

## 天然記念物

| 名 称             | 所 在 地        | 所有者又は<br>管理者 | 備考   |
|-----------------|--------------|--------------|--|
| 枕崎市火之神岬町大迫の海蝕双橋 | 枕崎市火之神 岬町59番 | 塩屋公民館        | この海蝕双橋は、今から数百万年前に<br>形成された南薩層群の凝灰岩が、主に波<br>浪による浸食作用によって形作られた。<br>高さ約10メートル、幅約12メートル、北<br>及び南の洞門とも高さ約6メートルであ<br>り、その形状は、凝灰岩の割れ目に、嵐<br>や台風などによる幾度もの激しい波浪の<br>打撃によって穴が拡大し橋状になったも<br>のである。<br>このような海蝕による天然の双橋は、<br>日本唯一の貴重な自然造形物であり、地<br>質鉱物の学術上貴重である。 |

# 公安委員会公告

警備業施設警備業務1級検定実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業施設警備業務1級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。 平成29年4月21日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

- 1 検定の種別及び級の区分
  - 施設警備業務1級
- 2 検定の実施日時,実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時

平成29年7月22日(土)午前9時から午後5時まで。ただし、検定実施の受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。

- (2) 実施場所
  - 鹿児島県警察本部 (鹿児島市鴨池新町10番1号)
- (3) 受検定員

30人(宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。)

3 検定の受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているものの うち、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」 という。)第8条第1号に該当する者
- (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として,都道府県公安委員会から施設警備業務に係

- る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの
- 4 検定の方法及び内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - エ 施設警備業務の管理に関すること。
    - オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - イ 施設警備業務の管理に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 検定申請の手続
  - (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア期間

平成29年5月22日(月)から6月2日(金)まで(県の休日を除く。)

午前8時30分から午後5時まで

- (2) 提出書類
  - ア 検定規則の別記様式第1号の検定申請書(以下「検定申請書」という。) 1通
  - イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三分身,無背景の縦の長さ3.0セン チメートル,横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を 記入したもの)
  - ウ 受検者の住所地を疎明する書面(県内に居住する場合に限る。)
  - エ 県内の営業所に属することを疎明する書面(県外に居住する警備員又は県内に居住す る警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。)
  - オ 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた 後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(3の(1)に該当 する場合に限る。) 1通
  - カ 施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し(3の(2)に該当する場合に限 る。) 1 通
- (3) 申請先及び申請方法
  - ア 申請先

受検者が県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属 する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活 安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること(受検者本人以外による申請、 郵送等による申請は認めない。)。

検定手数料

16,000円(16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。) なお, 検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

- 7 その他
  - (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、 実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点 で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター 電話番号 099-206-0110 (内線3032・3033)